

## 論文の和文要旨

論文題目 内モンゴル自治運動と日本の外交（1933－1945年）

氏名 ガンバガナ

本研究の目的は、1930年代に起きた内モンゴル自治運動に対し、日本がいかなる政策をとっていたかという問題を明らかにすることであり、ここでいう「内モンゴル」とは、自治運動が発生していた内モンゴル西部地域を指している。考察の対象は内モンゴル問題だけにとどまらず、日中戦争、さらには太平洋戦争にまで及んでいる。

筆者は上記のテーマを考察するにあたって、次のふたつの点に心がけた。ひとつは、内モンゴル自治運動の一貫性、すなわち、近代内モンゴル人が一貫して主張してきた、モンゴル民族の自治（独立）と復興であり、もうひとつは日本の対内モンゴル政策の多面性、すなわち、「満州事変」から太平洋戦争にいたるまでの日本の対外政策における内モンゴル問題の多様化である。

本論文は自治運動の進展、国際情勢の推移、日本の対外政策の変遷等を論じた8章から構成されている。

序章「先行研究の整理と研究視覚の設定」では、まず先行研究の整理を行い、次に近代内モンゴルを取り巻く国際情勢の動き、日本の満蒙政策の原点などを考察しながら、問題の提起と研究視角の設定を行った。

第一章「百靈廟自治運動と日蒙協力体制の形成」では、内モンゴル自治運動のきっかけとなった百靈廟自治運動と日本とのかかわりについて考察した。この問題は内モンゴル自治運動の研究においては、もっとも重要な課題であり、これをまずはっきりさせないと、内モンゴル自治運動の研究も始まらないといっても過言ではない。なぜなら、この問題は、内モンゴル自治運動の主体性にかかわり、のちのモンゴル連合自治政府、あるいはモンゴル自治邦政府をいかに認識するかという問題においても、ひとつの重要な手がかりを与えてくれるからである。

内モンゴル自治運動の主体性は、あくまでもモンゴル側にあつて、この点では、関東軍の一方的な工作によって作り上げられた「満州国」とは、根本的に異なっていた。当時、国民政府はその背後に日本の煽動があるのではないかと疑っていたが、実際はそうではなかった。最終的に、日本と協力関係を結んだのは事実であるが、そこには少なくとも次のふたつの原因が考えられる。ひとつは、国民政府はモンゴル側に十分な自治権を与えず、相変わらず抑圧的な政策を続けたこと、もうひとつは、国民政府が日本の対内モンゴル政策に対して適切な対応を怠ったことである。

第二章「綏遠事件からみた日本の対内モンゴル政策の構造」では、綏遠事件を事例としながら、日本の対内モンゴル政策の構造的なメカニズムを明らかにするとともに、本事件

が内モンゴル自治運動、ならびに日中関係に与えた影響について検討した。

綏遠事件とは、1936年11月中旬、関東軍の協力を得たデムチグドンロブ王が、傅作義の国民党勢力を綏遠から追い出そうとした軍事行動であり、内モンゴル自治運動だけではなく、日中関係にも大きな影響を与えた。ところが、従来の研究のほとんどは、日中関係の視点から書かれたものであり、内モンゴル自治運動に対して、どんな影響を与えたかということについてほとんど語られていなかった。

内モンゴル自治運動の初期の日本の対内モンゴル政策は、政府側であれ、関東軍であれ、いずれも内モンゴルの独立に対しては否定的であったが、内モンゴル自治運動の進展に伴って、関東軍は次第に内モンゴルの独立を支持する方針に転換した。それが結果的に、綏遠事件の発生につながる。他方、日本の政府側は内モンゴル独立に終始否定的であった。

ところが、綏遠事件がモンゴル側の敗北で終わったため、関東軍は従来の独走的な行動から政府寄りの姿勢を見せるようになった。また、対内モンゴル政策においても、今までの独立支持の主張から独立を意識的に制限する方針に大きく変わった。これは内モンゴル自治運動にとっては言うまでもなく大きな打撃であった。そして、本事件に伴って現れた日本の対内モンゴル政策における内部の対立、非一貫性はその後の内モンゴルに対する政策に大きな影響を与えることになる。

第三章「日中戦争の勃発と日本の対内モンゴル政策」では、日中戦争勃発後、日中関係が新たな局面を迎える中で、日本の対内モンゴル政策がいかに構築され、いかなる展開を遂げていたかということ、日本の外交政策の視点から明らかにした。

綏遠事件の終結によって、対内モンゴル政策における関東軍と政府側の対立が一応緩和する傾向を見せ始めたものの、日中戦争発生後、改めて表面化し、今度は蒙疆地域の支配問題をめぐる対立として現われた。その後、関東軍は政府側の方針に反して、蒙疆連合委員会を成立させたが、他方でデムチグドンロブ王をはじめとするモンゴル側の建国の意向とぶつかってしまったため、彼らの強烈な反対を招くこととなり、それが結果的には、日本政府内で一時「内蒙古独立に関する件」という草案が出されることのひとつの原因にもなるが、この案はその後、「対蒙政策要綱」の登場によって否定されている。

なぜこのように否定されることになったかということ、その背景には日本の対内モンゴル政策における構造的なメカニズムにあったと考えられる。

すなわち、当時の日本の対内モンゴル政策は対中政策の視点から策定されていたが、その対中政策自体、当初からはっきりしたビジョンを持っておらず、絶えず変化していたことは、日本の対内モンゴル政策が流動的になるひとつの大きな原因となった。とくに、日中戦争の長引くに伴い、日本の対中国政策において、対汪兆銘工作と対国民政府工作といった二つの路線が設定された後はなおさらであった。

そして、最後に汪兆銘工作が主流となり、国家方針として進められる過程で、彼の主張への配慮から内モンゴルの独立問題があらためて否定されることとなった。

第四章「モンゴル自治邦の成立をめぐる日中蒙の駆け引き」では、今までほとんど注目

されていなかったモンゴル自治邦に着目しながら、その成立の経緯を当時の日本、中国、内モンゴル、さらにソ連といった国際・地域のあいだの相関関係からアプローチし、それによって内モンゴル近代史におけるモンゴル自治邦の意義について検討した。

従来の研究では、モンゴル連合自治政府とモンゴル自治邦の相違点について指摘がなく、一元的な結論が目立っていた。しかし、両者を比較してみれば、実は根本的に異なっていることがわかる。

まず、モンゴル連合自治政府は、日本側の意思が強くはたらいた政権であったのに対して、モンゴル自治邦は各勢力の意向の妥協によって成立した政権であった。デムチグドンロブ王をはじめとするモンゴル側の積極的な働きがあったからこそ、日本側の妥協があり、結局、モンゴル自治邦の成立に至った。しかしながら、その妥協においては、「汪兆銘」という大きなブレーキがかけられていた。モンゴル自治邦という名前を使うのを認めながら、対外的には宣伝を控えるという条件を加えていたことはそれを物語っている。

次は、モンゴル自治邦期においては、モンゴル人地域は、漢人地域と違って、事実上、自治権を獲得していた。しかも、興蒙委員会の活躍で、「蒙旗」建設事業にある程度の実績を収めていた。

要するには、内モンゴル近代史においては、モンゴル自治邦の方がモンゴル連合自治政府と比べれば、より「自治性」と「復興性」を備えていたため、その成立はモンゴル連合自治政府の成立より、はるかに重要な出来事であったといえる

第五章「興蒙委員会の設立と蒙旗地帯の復興事業」では、モンゴル自治邦期に蒙旗地帯の復興事業の担い手となっていた興蒙委員会の組織としての性格、成立の背景と目的、ならびにその復興事業の具体的内容を明らかにするとともに、内モンゴル自治運動における興蒙委員会の役割について考察した。

興蒙委員会とは、モンゴル自治邦政府期に設置されたひとつの行政機関であり、当時、蒙旗地帯にかかわるほぼすべての行政を単独で実施していた。設立の目的は蒙旗地帯の復興事業であるが、その背景には、モンゴル地域の復興はモンゴルだけではなく、日本の利益にも一致していたという国際情勢の変化があった。

興蒙委員会が設立されるや、施政方針として、「経済の確立、教育の普及、民生の向上」という三つの目標を打ち出し、その復興事業を本格化した。当時の複雑な国際環境のゆえに、その復興事業は、それ自体、脆弱で、しかも短命に終わったが、モンゴル自治邦時代の内モンゴルの歴史を考察するそれが示した方向性は非常に重要だと考えられる。なぜなら、モンゴル自治邦政府は「自治」と「復興」というふたつの特徴を備えていたからこそ、その前身であるモンゴル連合自治政府とは本質的に異なっていたからである。

第六章「太平洋戦争の勃発と日本の対内モンゴル政策」では、太平洋戦争の勃発により、国際情勢が更なる混乱に陥るなかで、日本の対内モンゴル政策がどのように、この激動の時代に組み込まれていったかということ、1943年末に日本と汪兆銘側との間で締結された「日華同盟盟約」を中心としながら分析を加えている。

太平洋戦争の直接な原因は日米交渉の決裂であるが、その決裂においては、「蒙疆地域の特殊性」と、「駐兵権」の撤廃問題が一因となっていた。というのは、交渉にあたっては、日本側、とりわけ陸軍側は、あくまでも蒙疆地域における駐兵権の維持を堅持し、最後の譲歩案においても25年間という期限限定の駐兵権を求めていたからである。しかも、この25年間とは、内モンゴル自治運動にとっては、モンゴル自治邦の「事実上の独立」、つまり蒙旗地帯の自治と復興につながるものであったが、結果的に戦争へ突入することになった。

その後、1943年に入ってから、日本は戦場での劣勢により、今までの対中国政策の変更が余儀なくされ、最終的には、「日華同盟条約」が締結されることになるが、それに当たっては、従来の「日華基本条約」において定められていた蒙疆地域の「特殊性」と「駐兵権」が取り消され、さらに蒙疆地域の高度自治も姿を消し、そのかわりに、汪兆銘政権の「主権回復」と「領土の尊重」が強調され、汪兆銘側の主張があらためて、日本の対内モンゴル政策の中で反映される形となっていた。

終章「総括と今後の展望」では、各章ごとの内容をまとめるとともに、今後の展望について考察している。